

登録教習機関の代表者の氏名等変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定により代表者の氏名変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び登録省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 一般社団法人日本ボイラ協会

登録教習機関の住所 東京都港区新橋5丁目3番1号

代表者職氏名 変更前 会長 刑部 真弘
変更後 会長 辻 裕一

技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称 一般社団法人日本ボイラ協会 香川検査事務所

住所 香川県高松市番町3丁目3番17号 第一讚機ビル4階

変更する年月日

代表者氏名の変更 令和6年6月20日

技能講習の業務の範囲

ボイラー取扱技能講習

普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

令和6年6月19日

香川労働局長

